

虐待防止及び身体拘束等適正化マニュアル

（１） 目的

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、株式会社サンケイ・エス・ティが運営する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所（以下「事業所」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

（２） 虐待の定義

「虐待」とは、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、傷みをあたえる行為。正当な理由なく身体を拘束すること。 【具体例】 ・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁にたたきつける・つねる ・髪、耳、鼻などを強く引っ張る ・おやつ等を与えない ・引きずる、衣服をつかんで強制する など
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意をしているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。 【具体例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する ・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影するなど

心理的虐待	脅しや脅迫、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること。 【具体例】 ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない ・差別的に扱う・子ども扱いする ・話しかけているのに意図的に無視する ・失敗等を嘲笑いしたり、それを話すなど利用者に恥をかかせる など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体例】 ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い ・ひどく空腹を訴え、栄養状態が悪化している ・必要な福祉サービスを受けさせない ・病気やケガをしても受信させない など
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない など

（３）虐待における施設としての役割

児童虐待防止法 5 条には「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」につとめなければならない。

また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止及び身体拘束等適正化における体制の整備

- ・最高責任者及び各事業所の管理者等を委員とする虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を設置し、最高責任者または委員長が必要と認めた場合、これを招集し開催する。
- ・虐待防止チェックリストを活用し、利用者に対する支援の適否等について振り返り行う。

② 虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて、育児不安を和らげ助言・援助を行う。
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める。
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する。

③ 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、変化を見逃さないようにする。
- ・虐待の可能性が疑われたら、虐待防止及び身体拘束等適正化委員へ報告する。
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を行い、情報の共有をする。

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・虐待防止及び身体拘束等適正化委員と役割分担し、チームとして対応する。
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ・気持ちや思いを十分に受け止め、子どもが愛されているという実感が持てるように関わる。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先に考え、見守りの中でかすかな変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・子育ての不安、悩み等について、共に考え気づきを援助する。
- ・追及や避難をせず、追い詰めたりしない。
- ・できるだけ、接触の機会を多くするように心がける。
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく。

(4) 施設職員が留意すべき事項

① 職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場にたった言動をこころがけること。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを認識すること。

② 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係ができていないと思い込まないこと。
- ・利用者が職員の言動に対して虐待との意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待と思われる言動等が職員にあった場合には、
「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」に報告する等の措置を講ずること。

(5) 身体拘束の禁止について

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みである。

【具体例】

- ・車いすやベッド等に縛りつける
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※「身体拘束ゼロへの手引き」

(平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

(6) やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもない身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(7) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となる。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとする。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となる。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となる。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

(6) 発見・通報

- ・虐待に気が付いた職員は、まずは虐待を受けている利用者の安全を最優先すること
- ・虐待の状況、利用者の様子を確認すること
- ・関係機関に連絡し、対応について協議する
(虐待でないと認識できるまでは虐待事案として対応する)
- ・情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体で対応していく

(附則)

このマニュアルは令和 8 年 9 月 1 日から施工する